

日本感情心理学会細則

第 1 条（役員選出）日本感情心理学会会則（以下、会則と略）第 7 条に基づき、役員（理事長、副理事長、常任理事、理事、監事、事務局長）選出に関する本細則第 2 条以降の規定を設ける。

第 2 条（役員選出）理事長および常任理事の選出は次のように行う。

- 1.理事長は理事の投票によって互選する。投票総数の過半数の票を得た理事を理事長とする。過半数を得た者がいない時は、上位 2 名を被選挙人とする投票を行い、上位得票者を理事長とする。得票が同数の場合は、抽選によって決定する。
- 2.常任理事の定員9名のうち各種委員会委員長等を除く人数を理事の 3 名連記による選挙によって選出する。なお、必要がある場合は、理事の中から理事長の指名により、理事会の承認を得た上で2名までの常任理事を加えることができる。

第 3 条（役員選出）理事は選出理事と推薦理事で構成される。

- 1.選出理事は、正会員の直接選挙によって選出される者とする。
- 2.推薦理事は、会則第 7 条 5 に基づき理事長の指名により選出された者とする。

第 4 条（選挙管理）選挙の運営・管理は、選挙管理委員会がこれに当たる。

- 1.理事長は、常任理事会の意見を参考に選挙管理委員 3 名及び委員長 1 名を選出し、常任理事会の承認を得て、選挙管理委員会を組織する。
- 2.選挙管理委員会は、役員任期終了を迎える年度の 9 月 1 日時点の会員名簿をもって選挙台帳とし、これを正会員に通告する。
- 3.選挙管理委員長は選挙管理委員を招集し、指定された期日までに開票を行い、その結果を大会までに開催される理事会に対して報告し、理事会において、これを承認する。なお、投票結果は選挙管理委員長が、総会の席上ならびに学会会務報告の中で報告する。
- 4.選挙管理委員会の任期は、次期選挙管理委員会の成立までとし、その間に生じた役員欠員の補充投票の管理責任を負うものとする。

第 5 条（役員選出）理事および監事の選挙は、以下のように行う。

- 1.所定の投票用紙を用いた無記名・郵便投票とする。
- 2.選挙人は正会員とする。
- 3.被選挙人は正会員とする。
- 4.理事選挙の投票は 5 名連記とする。
- 5.監事は単記・無記名・郵便投票とする。

第 6 条（役員選出） 当選者の決定は、以下のように行う。

1. 選出理事：得票者の上位者から定数（会則第 7 条による）までを当選とする。但し、5 票以下の得票者は当選者とししない。
2. 当落の境界に同点者が生じた場合は、選挙管理委員会において、抽選によって決定する。
3. 推薦理事：理事長は、学会運営上必要と認めた正会員を、理事総数枠を越えない範囲で理事として推薦できる。

第 7 条（顧問） 顧問の推戴ならびにその処遇を以下のよう定める。

1. 顧問の推戴は理事長あるいは副理事長の経験者の中から、学会の発展に顕著な功績をあげた者を対象に常任理事会がおこなう。
2. 顧問は日本感情心理学会会則第 7 条に規定する役員に就くことはできない。
3. 顧問は理事長、副理事長に対し、学会の運営、発展に関して意見を述べることができる。
4. 顧問への手当ならびに経費は支給しない。
5. 顧問の会員区分は正会員（一般）とする。
6. 顧問の任期は定めないが、やむをえない事由が発生した場合は、常任理事会の議を経てその任を解くことができる。
7. 顧問の推戴を受けた会員は、それを辞退することができる。

第 8 条（名誉会員） 名誉会員の推戴ならびにその処遇を以下のよう定める。

1. 名誉会員の推戴は、理事長が、20 年以上継続して学会の正会員である満 70 歳以上の者の中から、学会の発展に顕著な功績をあげた者を常任理事会に推薦し、審議決定する。ただし、推戴を受けた会員は、これを辞退することができる。なお、顕著な功績とは、以下の通りとする。
 - (1) 学会設立への貢献。
 - (2) 役員として学会運営への長期に渡る貢献。
 - (3) 学術研究活動における著しい功績。
2. 名誉会員は、日本感情心理学会会則第 7 条に規定する役員に就くことはできない。
3. 名誉会員に対しては、推戴の次年度以降の年会費、年次大会参加費の納入を免除する。なお、年次大会における研究発表と学会誌への投稿は、正会員と同等の資格を持つが、その際には、正会員と同等の費用を負担することが求められる。

第 9 条（事務局） この会の事務を助けるために事務局を設け、事務局に次の職員をおく。

1. 事務局長 1 名

2. 幹事 若干名

3. 事務局長は理事長の推薦により理事の中から選任し、理事会の承認を得て職務を依嘱する。事務局長は理事長を補佐し、総会、理事会、および常任理事会の議決に基づき、日常業務を遂行し、議決された事項を処理する。なお、事務局長は、常任理事として常任理事会に出席し、その運営にかかわる。事務局長は無報酬とするが、会務のために要した費用は、これを支弁することができる。
4. 事務局に幹事をおくことができる。幹事は理事長が指名し、理事会の承認を得るものとする。幹事は無報酬とするが、会務のために要した費用は、これを支弁することができる。
5. 事務局は、事務業務の一部を、常任理事会の承認を得て、外部機関に委託することができる。

第 10 条（任期）役員の任期は 3 年とし、再任は妨げない。ただし、理事長および互選された常任理事は引き続き 2 期（6 年）を越えてその任にとどまることはできない。

第 11 条（会費未納による除名の手続き）

1. 2 年間で会費を滞納した者は、自動的に除名とする。常任理事会で確認した後、理事会で除名を承認する。
2. 毎年、会費納入時に上記の手続き文書を全会員に送る。
3. この規程により、除名となった者が本学会に新たに入会（再入会）を申し出た場合には、未納会費の納入を行った者については、常任理事会にて除名の経緯、再入会の申し出事由等を審議の上、これを認めることがある。

附則

1. この細則は、2009 年 5 月 31 日から施行する。
2. 本細則の施行をもって、2007 年 11 月 25 日より改定施行されてきた日本感情心理学会細則を廃止する。
3. 本細則の変更は、常任理事会にて発案し、理事会の議を経て、総会の議決による。
4. この細則は、2018 年 11 月 11 日から施行する。
5. この細則は、2019 年 6 月 30 日から施行する。
6. 第 9 条（5）と第 10 条を変更し、この細則を 2025 年 4 月 1 日から施行する。